

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
(趣旨) 第１条 (略) (用語の定義) 第２条 １ 共通 (略) ２ モデル工事（現場閉所型） (１) モデル工事（現場閉所型） 対象期間において、<u>現場閉所に<u>よる週休２日</u></u>に取り組む方式をいう。 (２) 週休２日 <u>①完全週休２日（土日）</u> <u>対象期間において、全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。</u> <u>②月単位の週休２日</u> 対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。 <u>③通期の週休２日</u> 対象期間において、４週８休（現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。 (３) から（８）まで (略) ３ モデル工事（交替制）	(趣旨) 第１条 (略) (用語の定義) 第２条 １ 共通 (略) ２ モデル工事（現場閉所型） (１) モデル工事（現場閉所型） 対象期間において、<u>４週８休以上の現場閉所に</u>取り組む方式をいう。 (２) 週休２日 ① (新設) <u>①月単位の週休２日</u> 対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。 <u>②通期の週休２日</u> 対象期間において、４週８休（現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。 (３) から（８）まで (略) ３ モデル工事（交替制）

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
(１) モデル工事 (交替制) 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら <u> 週休２日 </u> に取り組む方式をいう。 (２) 週休２日 ① <u>完全週休２日</u> <u>対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合(以下、「休日率」という。)が、２８．５％(２日／７日)以上を達成したと認められる状態をいう。</u> ② <u>月単位の週休２日</u> 対象期間において、全ての月で <u> </u> 対象者の <u> </u> 休日率 <u> </u> が、２８．５％(８日／２８日) <u> </u> 以上を達成したと認められる状態をいう。 ③ <u>通期の週休２日</u> 対象期間において、 <u> </u> <u>対象者の</u> 休日率が、２８．５％(８日／２８日) 以上を達成したと認められる状態をいう。 (３) から (５) まで (略) (６) (削除) <u>(６)</u> <u> </u> 休日率 <u> </u> 休日率 = 対象者の <u>休日数の割合</u> の合計 ÷ 対象者数 (現場閉所日及び休日等の留意点) 第３条第１項 (略)	(１) モデル工事 (交替制) 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら <u>４週８休以上の休日確保</u> に取り組む方式をいう。 (２) 週休２日 ① (新設) ① <u>月単位の週休２日</u> 対象期間において、全ての月で <u>４週８休(対象者の平均休日数の割合(以下、「平均休日率」という。))</u> が、２８．５％(８日／２８日) <u> </u> 以上を達成したと認められる状態をいう。 ② <u>通期の週休２日</u> 対象期間において、 <u>４週８休(平均 </u> 休日率が、２８．５％(８日／２８日) 以上を達成したと認められる状態をいう。 (３) から (５) まで (略) <u>(６) 休日率</u> <u>休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数</u> <u>(７) 平均休日率</u> <u>平均休日率 = 対象者の休日率 </u> の合計 ÷ 対象者数 (現場閉所日及び休日等の留意点) 第３条第１項 (略)

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
2 現場閉所率又は休日率を算出する際に、暦上の土曜日・日曜日の閉所又は休日の確保では４週８休（２８．５％）に満たない月において、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所又は休日の確保を行っている場合は、４週８休（２８．５％）<u>以上</u>を達成しているものとみなす。なお、通期の週休２日においても同様の取扱いとする。 <u>また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日</u><u>の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているとみなす。</u> （対象期間外とする期間） 第４条 年末年始休暇６日間（原則として、１２月２９日～１月３日）、夏季休暇３日間（原則として、８月１３日～１５日）、工場製作のみの期間、工事<u>全体を一時的に中止している</u>期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。 やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限度の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。 第５条から第７条第１項 （略） 2 契約工期の変更理由が、以下に示すような受注者の責による場合、受発注者が協議の上、適切に工期の変更契約を行う。	2 現場閉所率又は休日率を算出する際に、暦上の土曜日・日曜日の閉所又は休日の確保では４週８休（２８．５％）に満たない月において、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所又は休日の確保を行っている場合は、４週８休（２８．５％）____を達成しているものとみなす。なお、通期の週休２日においても同様の取扱いとする。 _____ _____ _____ （対象期間外とする期間） 第４条 年末年始休暇６日間（原則として、１２月２９日～１月３日）、夏季休暇３日間（原則として、８月１３日～１５日）、工場製作のみの期間、工事____一時的に中止____期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。 やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限度の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。 第５条から第７条第１項 （略） 2 契約工期の変更理由が、以下に示すような受注者の責による場合、受発注者が協議の上、適切に工期の変更契約を行う。

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新	旧
・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた ・著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた ・<u>その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた</u> (経費の補正) 第８条 モデル工事（現場閉所型）の当初の設計金額においては、<u>完全週休２日（土日）</u>を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。 <u>また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、当直近の契約変更において、月単位の週休２日を達成した場合の補正係数に変更を行う。</u> なお、現場閉所率の達成状況を確認後、<u>完全週休２日（土日）</u>に満たない場合は、請負代金額の補正係数を<u>月単位</u>の週休２日に変更するものとし、<u>月単位</u>の週休２日に満たない場合は、<u>通期の週休２日の達成有無に関わらず</u>、補正係数を除した変更契約を行うものとする。 ただし、『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事の<u>補正係数</u>については、<u>その定めによるものとする。</u> <u>天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制（※１）を適用し休日を振り替えた場合</u>	・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた ・著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた (経費の補正) 第８条 モデル工事（現場閉所型）の当初の設計金額においては、<u>月単位の週休２日</u>を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。 なお、現場閉所率の達成状況を確認後、<u>月単位の週休２日</u>に満たない場合は、請負代金額の補正係数を<u>通期</u>の週休２日に変更するものとし、<u>通期</u>の週休２日に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。 ただし、『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事<u>については、当該歩掛表における週休２日工事に要する費用の積算の補正係数によるものとする。</u>

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新

には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

※ 1 年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第 3 2 条の 4）・・・

労使協定を締結することにより、1 箇月を超える 1 年以内の一定の期間を平均し 1 週間の労働時間が 4 0 時間以下の範囲内において、1 日及び 1 週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

「モデル工事（現場閉所型）」の補正係数

経費	完全週休 2 日（土日）	月単位の週休 2 日
労務費	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 1
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 2

※ 2 市場単価方式および土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

2 モデル工事（交替制）の当初の設計金額においては、完全週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。

また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休 2 日の取組を希望しない場合は、当直近の契約変更において、月単位の週休

旧

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新

2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。

なお、 休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更するものとし、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の達成有無に関わらず、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

ただし、『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事の補正係数については、
その定めによるものとする。

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制（※1）を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものみなす。

「モデル工事（交替制）」の補正係数

経費	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	<u>1. 02</u>	<u>1. 02</u>
現場管理费率	<u>1. 03</u>	<u>1. 02</u>

※3 市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

旧

なお、平均休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、 、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

ただし、『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事 については、当該歩掛表における週休2日工事に要する費用の積算の補正係数によるものとする。

(1) 「モデル工事（交替制）」の補正係数

経費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	<u>1. 04</u>	<u>1. 02</u>
現場管理费率	<u>1. 03</u>	<u>1. 01</u>

※ 市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

第9条から第10条（略）

第9条から第10条（略）

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和７年１０月改正）

新	旧
<u>附則</u> <u>本要領は、令和７年１０月１日から施行する。</u> <u>ただし、令和７年９月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。</u>	

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和７年１０月改正）

新		旧	
別紙 1		別紙 1	
入札公告 別表		入札公告 別表	
特記事項	本工事は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和 7 年１０月版）の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。	特記事項	本工事は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和 6 年１０月版）の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する		※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する	
指名通知書		指名通知書	
週休２日制モデル工事 本工事は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和7年１０月版）の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。		週休２日制モデル工事 本工事は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和6年１０月版）の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。	
※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する		※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する	
【注意】『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事の場合は以下のとおり		【注意】『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事の場合は以下のとおり	

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 (令和７年１０月改正)

新

入札公告 別表

特記事項

本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月版）の「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
ただし、各経費の補正係数については『令和○年度水道施設整備費に係る歩掛表』によるものとする。_____

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

指名通知書

週休2日工事

本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和7年10月版）の「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
ただし、各経費の補正係数については『令和○年度水道施設整備費に係る歩掛表』によるものとする。_____

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

旧

入札公告 別表

特記事項

本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年10月版）の「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
ただし、各経費の補正係数については『令和○年度水道施設整備費に係る歩掛表』によるものとする。また、用語の定義における「週休2日」については『通期の週休2日』によるものとする。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

指名通知書

週休2日工事

本工事は、川口市土木工事における「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年10月版）の「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
ただし、各経費の補正係数については『令和○年度水道施設整備費に係る歩掛表』によるものとする。また、用語の定義における「週休2日」については『通期の週休2日』によるものとする。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和７年１０月改正）

新	旧
別紙２ 川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書 １ 週休２日制モデル工事 （１） 本工事は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和<u>７</u>年１０月版）の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。 試行の実施は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和<u>７</u>年１０月版）によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。 ※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する	別紙２ 川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書 １ 週休２日制モデル工事 （２） 本工事は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和<u>６</u>年１０月版）の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。 試行の実施は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和<u>６</u>年１０月版）によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。 ※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 新旧対照表 （令和７年１０月改正）

新	旧
【注意】『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事の場合は以下のとおり 川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書 １ 週休２日工事 本工事は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和7年１０月版）の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。 試行の実施は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和7年１０月版）によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。 ただし、各経費の補正係数については『令和○年度水道施設整備費に係る歩掛表』によるものとする。 _____ _____ ※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する	【注意】『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事の場合は以下のとおり 川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書 １ 週休２日工事 本工事は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和6年１０月版）の「週休２日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。 試行の実施は、川口市土木工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（令和6年１０月版）によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。 ただし、各経費の補正係数については『令和○年度水道施設整備費に係る歩掛表』によるものとする。<u>また、用語の定義における「週休２日」については『通期の週休２日』によるものとする。</u> ※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する